

連絡書 (No.11)

令和5年9月27日

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 御中
特定福祉用具販売事業所

住宅改修費及び福祉用具購入費の申請について

住宅改修費支給申請及び福祉用具購入費支給申請について、新たに「電子申請」での受付を開始します。申請はホームページの各案内ページからご利用が可能です。

またこれに伴い、申請の取り扱いについて、一部変更がありますのでご確認をお願いいたします。

1. 電子申請にあたっての注意点

- ・領収書、委任状、受領委任払い用同意書兼委任状などの押印、署名等が必要な書類については、原本をPDF化していただき、データを添付してください。
- ・生活保護の方の申請は、これまでどおり窓口受付のみとなります。

(住宅改修)

[トップページ](#)>[健康・福祉](#)>[介護保険](#)>[介護保険の給付について](#)>[介護保険 住宅改修費の支給](#)

(福祉用具)

[トップページ](#)>[健康・福祉](#)>[介護保険](#)>[介護保険の給付について](#)>[介護保険 福祉用具購入費の支給](#)

2. 申請における変更点

- ① 住宅改修費支給申請（受領委任払い）での申請の場合、申請確認後、電話にて着工許可のご連絡をしておりましたが、今後は不備等があった場合のみ申請書受理日より5営業日以内にご連絡をさせていただきます。

※申請受理日から5営業日を過ぎるまで着工しないでください。5営業日は申請受理日の翌日から起算します。

(例) 10/2 受理の場合、10/11以降に着工できます

※「償還払い」の場合には、申請が受理されるまで（電子申請は受理完了メールが届くまで）着工しないでください。

※電子申請における受理日とは・・・

住宅改修（改修前）	市が「受理通知メール」を送付した日
住宅改修（改修後）	市が「受理」処理をした日
福祉用具購入	※電子申請システムの「申込内容照会」でご確認ください。 ※受理通知メールは送付されないのをご注意ください。

- ② 住宅改修及び福祉用具の申請について、必ず領収書の原本を確認させていただいておりましたが、今後はコピーのみの提出でかまいません。

※原本に「〇〇費支給申請済」の押印が必要な場合はこれまで通り原本とコピーをご提出ください。

※生活保護受給の方はこれまで通り原本をご提出ください。

3. 電子申請開始日及び取扱い変更日

令和5年10月1日から

4. その他

申請について留意事項をまとめましたので再度ご確認をお願いします。

住宅改修	留意事項
住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> 理由書には必ず「身体状況の詳細」及び「必要な改修箇所とその理由」を記載してください。 ※屋内階段への手すり取付けの場合には、2階へ上がる日常生活上の理由が必要です。
工事費用の見積書	<ul style="list-style-type: none"> 工事費用の見積もりは、できるだけ複数の業者からとるようにしてください。 改修箇所ごとに、材料費等を分けて記載をお願いします。 改修費の支給対象にならない工事を含める場合には、対象工事と対象外工事を明確に分けて見積書を作成してください。
領収書	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の宛名は被保険者氏名（フルネーム）にしてください。 改修費の支給対象にならない工事を含める場合は、「内、介護保険対象額〇〇円」と、対象額も記載してください。
住宅の所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の所有者が本人及び同居の親族の場合には提出不要です。 住宅の所有者が同居の親族の場合には、住宅改修が必要な理由書の「介護状況」に同居である旨の記載をお願いします。
福祉用具購入	留意事項
同一種目の再購入	<p>同一種目の再購入ができるのは、原則以下のいずれかの要件を満たす場合のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 破損等により利用者の安全面が確保できない場合 →破損部分の写真を確認します。 被保険者の身体状況が著しく変化したことで、既存用具の利用が困難になった場合 →介護認定の履歴や身体状況の詳細を確認し判断しますので、事前にお問合せください。

問合せ

所沢市介護保険課給付担当

TEL：04（2998）9420

FAX：04（2998）9410